平成２２年（フ）第１１号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津53番地の３
債務者　吉岡　裕樹
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１２号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津53番地の３
債務者　吉岡　朝子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２６号
鳥取県米子市両三柳27番地　カサマルソ101号
債務者　田代　美枝
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５１８号
広島市安佐南区安東５丁目25番７号
債務者　中本　義彦
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
広島市西区西観音町16番13号
債務者　アルファコーヒーこと　落合　一彦
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
広島市安芸区中野６丁目８番42号
債務者　村上　利子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４号
広島県東広島市豊栄町安宿3120番地１
債務者　谷口　俊之
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３号
広島県廿日市市大東５番28号、住民票上の住所広島県廿日市市物見西２丁目９番34号
債務者　西藤　敬子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２０号
広島市東区馬木８丁目520番地の62
債務者　下馬場華苗
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５号
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内689番地
債務者　出本　貞登
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目３番124号、住民票上の住所愛媛県新居浜市久保田町２丁目７番18号
債務者　神野　　都
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０４８号
高知県香南市野市町みどり野東１丁目33番地
債務者　竹中　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１３号
高知市大津乙1223番地２　第一杉村ハイツ205
債務者　三谷　勇清
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３号
福岡県田川郡川崎町大字川崎617番地の２
債務者　小嶋　智子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４３号
大分市乙津港町１丁目１番35号
債務者　長友　　正
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４４号
大分市乙津港町１丁目１番35号
債務者　長友　順子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４５号
大分市高城本町２番30号　佐伯レジデンス301
債務者　長友　正紀
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７２８号
宮崎市大塚町宮田2887番地　山元コーポ205号
債務者　杉本くに子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係